

住民票の写し等の交付の請求における請求事由について

【住民基本台帳法第 1 2 条】

- 何人でも、市町村長に対し、住民票の写し等の交付を請求することができる。(第 2 項)
- 住民票の写し等の交付の請求は、請求事由等を明らかにしてしなければならない。(第 3 項)
- 市町村長は当該請求が「不当な目的」によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。(第 5 項)

○住民基本台帳法等の改正等に関する質疑応答集（昭和61年2月4日付自治振第12号自治省
行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）（抄）

問 2 法第 1 1 条第 4 項及び第 1 2 条第 4 項にいう「不当な目的」とは何か。

答 「不当な目的」とは、他人の住民票の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気テープをもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）事項を知ることが社会通念上、相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その記載事項を探索したり、暴露したりなどしようとすることをいう。例えば、住民票の世帯主との続柄の記載により嫡出でない子であること等他人に知られたくないと思われる事項をみだりに探索し、又はこれを公表する等プライバシーの侵害につながる場合、あるいは本籍の記載を手掛かりとして、同和地区出身者であるか否かを調査する等差別的事象につながる場合等の住民基本台帳の公開の趣旨を逸脱して不当な目的で利用することをいうものである。

問 5 請求事由が具体的であるといえるためには、どの程度の記載があることを要するか。

答 「結婚のため」、「世論調査のため」、「職員採用・選考のため」、「取材・報道のため」、「債権回収・保全のため」、といった抽象的な記載だけで具体性があるとはいえず、住民基本台帳又は住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度の記載があることを要する。

問8 貸金債権者から、「所在不明の債務者の家族から債務者の所在を聞きだすため家族の住所を確認する必要がある」との請求事由により、当該債務者の家族の住民票の写しの交付の請求があった場合、これに応じてよいか。

答 債務者の家族は、債務者の家族であるということのみによつては、当該債務又は債務者の探索につき法律上何ら義務を負わないから、特段の事情がない限り請求に応じる必要はない。

問9 報道機関から、「事件報道のため犯罪の被疑者の家族関係を調査する必要がある」との請求事由により、被疑者の世帯全員の住民票の写しの交付の請求があった場合、これに応じてよいか。

答 犯罪の被疑者の家族であつても、被疑者の家族であるということ自体がプライバシーに属する事項であり、それをみだりに公表されない権利は保護されるべきであるから、このような報道機関からの請求には応じる必要はない。

問20 債権保全に係る債務者本人の住民票の写しの交付の請求に際して、請求者が真に債権者であるか否かはどのようにして確認すればよいのか。

答 原則として、請求書の記載内容によつて確認すれば足りるが、その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、請求者に対し、身分証明書や契約書の写しの提示を求める等適宜の方法により確認することが適当である。

